

宣言日 令和4年5月2日



事業場名

仙台陸運株式会社

Safework 向上宣言

【実施事項】

- 1、年間安全衛生計画を作成して、計画的に安全衛生活動を行います。
- 2、社長又は安全衛生担当者が、日々、現場を巡回し、作業者目線も取り入れた安全衛生管理を徹底します。
- 3、担当業務や経験に応じ、能力向上も含めた社員教育を、本人の希望も踏まえて、積極的に行います。
- 4、管理職が率先して、指差呼称を職場に定着させます。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会